

## 創刊にあたって

国民生活のさまざまな場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化し、法曹が社会の隅々にまで進出するよう期待される中で、社会の要請に応える新たな法曹を育成する、という理念に基づき、全国に法科大学院が設置されてから、10年が経過しようとしている。この間、法科大学院および司法試験のあり方をめぐっては、当初の理念ないし制度設計からの乖離が明らかとなり、法科大学院の改革および司法試験の実施方法の再検討が喫緊の課題と認識されるに至っている。

しかし、このことは、司法制度を支える人的基盤として質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保するという、司法制度改革の目標そのものが断念されたことを意味していない。むしろ、この間における法科大学院の教育および人材養成が所期の機能を十分に達成し得なかった結果、理論と実務に通じた大学教員、世界展開する企業法務に対応した人材養成、知的財産、消費者保護、労働紛争等の展開・先端的分野での人材養成の停滞という現実が浮かび上がってきた。そしてこうした状況が、司法制度改革の目標そのものを蝕むという悪循環をもたらすことも危惧されるところである。

東北大学大学院法学研究科は、2011（平成23）年度から、研究大学院（法政理論研究専攻）「後期3年の課程」（いわゆる「博士課程」）の中に、「後継者養成コース」を設け、基本的に法科大学院修了者または法曹資格取得者を受け入れて、法科大学院で教育に当たることを基本とする研究者および実務家教員として養成することを目指してきた。そして、2014（平成26）年度からは「後継者養成コース」を改革し、実務家型の後継者養成を目指すカリキュラムを導入して（「後継者養成コース（実務家型）」）、今年4月には入学者を受け入れる運びとなっている。

このコースは、弁護士として実務経験を積みつつ、社会において現に生起している法的問題を、実務的観点と理論的観点の双方から考察することので

きる人材の育成を目的としている。したがって、このコースは、司法修習を終了し、弁護士登録をする資格を有していることを入学資格とし、大学院入学後の学生は、研究者教員と実務家教員の双方による指導を受け、上級エクスターンシップ、法政実務カンファレンスといった新たな授業科目を履修した上で学位論文を完成させ、法科大学院の実務家教員として、また、理論と実務の双方に長じた実務法曹として、社会の要請に答えていくことが期待されている。

さらに、本研究科では、「後継者養成コース（実務家型）」の設置に続き、法科大学院修了者がいわゆる基本7法に加えて実務基礎科目、基礎法・隣接科目および展開・先端科目を広く修得していることに着目し、伝統的な比較法を中心とした研究手法でなく、実務的観点を重視した実践的・分野横断的な研究を進めるタイプの後継者を養成するコースの設置準備を進めているところである。

「東北ローレビュー」は、こうした法学教育の後継者および実務法曹を養成するための知的フォーラムとして創刊されるものである。そこでは、法学分野における理論と実務との架橋を追究すること、すなわち、理論および実務が、あるときは批判的に、またあるときは建設的に、相互に論争する開かれた場となること、また、学際的、国際的そして展開・先端的な法分野における議論をリードする研究発表の機会となることが目指されている。さらに、本誌は、博士課程「後継者養成コース」の学生が論文指導や法政実務カンファレンスを通じて作成したレポート等、また、法科大学院の学生が作成したリサーチペーパーを発表する場としても、積極的に活用されることが期待されている。

本号には、上に記した本誌創刊の趣旨に誠にふさわしい寄稿を得ることができた。

巻頭には、藤田宙靖 本学名誉教授・元最高裁判事による特別寄稿「法解釈学説と最高裁の判断形成」を得た。法解釈学説が最高裁における判断形成に果たす（果たさない？）役割を検討の主題とし、理論と実務双方への深い造

詣と視線の往復に裏打ちされた示唆に富む論稿である。

それに続く本研究科の専任教員による2本の論説、水野紀子「最高裁婚外子相続分差別違憲決定と婚姻制度」および坂田宏「訴訟告知制度の再構築に向けて」は、それぞれの筆者による長年の研究の蓄積を踏まえた貴重な提言を含む論稿である。

実務家と研究者による講演記録2本、石井彦壽「正義の女神と自由の女神の不思議な関係」および小粥太郎「担保責任論の争点」も、本誌の趣旨をよく反映したものである。前者は、元仙台高裁判事部総括・本学名誉教授である講演者が、本学法科大学院の進路委員会において、主として法科大学院学生を対象として行った講演の記録であり、後者は、2013（平成25）年2月に公表された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」を踏まえて、講演者が仙台弁護士会館で行った講演を元にした論稿である。

さらに、若手研究者による研究成果を積極的に発表する場とすることも、本誌の意図するところである。本号においても、研究ノートとして櫻井博子（本学助教）「イギリス法の契約違反に対する利益の吐き出し損害賠償の展開」を、また、今津綾子（本学准教授）および山口はるか（本学大学院博士後期課程（後継者養成コース）在籍）両氏による判例評釈を、掲載することができた。

本学大学院法学研究科・法学部には、1932（昭和7）年の創刊にかかる伝統ある紀要「法学」があり、同誌は、法学および政治学分野における学問研究に多大な貢献をもたらしている。そして、今後は、本研究科から新たな知の結実を発信する紀要として、「東北ローレビュー」が加わることになる。

「東北ローレビュー」が、今後の法学研究に新たな軌跡を描くことを願うとともに、本誌およびそこに掲載される諸論稿に対する忌憚のない批判を乞い、創刊のことばとするものである。

2014年1月

東北大学大学院法学研究科長

渡 辺 達 徳